

(案)

流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例

平成 1 4 年 6 月 2 8 日

条例第 2 1 条

(目的)

第 1 条 この条例は、市、事業者、市民等及び土地所有者等が一体となって路上喫煙、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止することにより、歩行者等の安全の確保及びきれいなまちづくりの推進を図り、もって清潔で、安全かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 路上喫煙 道路(道路交通法(昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号)

第 2 条第 1 号に規定する道路をいう。)において、喫煙(点火されたたばこを保持することを含む。以下同じ。)することをいう。

(2) 空き缶等 飲料を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で、投棄されることによりごみの散乱の原因となるものをいう。

(3) ポイ捨て 空き缶等を定められた場所以外の場所にみだりに捨てることをいう。

(4) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。

(5) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(6) 土地所有者等 土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(7) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。

(8) 公共の場所等 道路、広場、河川その他公共の用に供する場所及び他人の土地、工作物その他の物件をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙、ポイ捨て及び飼い主による動物のふん尿の放置の防止に関する施策（以下「施策」という。）を策定し、実施するものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動を実施するよう努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、屋外等で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は所定の場所に捨てなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

（土地所有者等の責務）

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地にポイ捨てが行われぬようにするため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

（飼い主の責務）

第7条 飼い主は、自らが所有し、又は占有する動物のふん尿により公共の場所等を汚したときは、直ちに悪臭の防止等衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 犬の飼い主は、自らが所有し、又は占有する犬（以下「飼い犬」という。）を屋外で運動させる場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）飼い犬を綱又は鎖でつなぎ、自らが制御できるようにすること。

（2）飼い犬のふんを収納するための用具を携行し、飼い犬がふんをした時は当該用具に入れて持ち帰り、適切に処理すること。

（路上喫煙、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止）

第 8 条 何人も、次に掲げる路上喫煙をしてはならない。

(1) 次条第 1 項の路上喫煙防止重点区域内における路上喫煙
(同法第 5 項に規定する指定喫煙所における喫煙及び道路
交通法第 2 条第 1 項第 9 号の自動車(同法第 3 条の大型自動
二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車を除く。以下同
じ。) 内の喫煙を除く。)

(2) 次条第 1 項の路上喫煙防止重点区域外における歩行中の路
上喫煙

(3) 次条第 1 項の路上喫煙防止重点区域外における道路交通法
第 2 条第 1 項第 1 0 号の原動機付自転車、同項第 1 1 号の軽
車両並びに同法第 3 条の大型自動二輪車、普通自動二輪車及
び小型特殊自動車の走行中の路上喫煙

(4) 第 2 号及び前号に掲げるもののほか、次条第 1 項の路上喫
煙防止重点区域外における携帯用の灰皿等を使用しない路上
喫煙

2 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

3 犬の飼い主は、公共の場所等に飼い犬のふんを放置してはな
らない。

(重点区域の指定)

第 9 条 市長は、路上喫煙が、歩行者等の身体及び財産に対し、
特に危険を及ぼすと認める区域を路上喫煙防止重点区域 (以下
「重点区域」という。) として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定しようとするとき
は、流山市附属機関に関する条例 (昭和 4 6 年流山市条例第 6
号) に規定する流山市環境審議会の意見を聴かなければなら
ない。

3 市長は、重点区域を指定したときは、その旨を告示するもの
とする。

4 前 2 項の規定は、重点区域の変更又はその指定の解除につい
て準用する。

5 市長は、第 1 項の規定により重点区域を指定するときは、必
要に応じて当該区域内に指定喫煙所を設けることができる。

(指導及び勧告)

第 10 条 市長は、第 8 条の規定に違反した者に対し、是正に必要な指導又は勧告をすることができる。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第 12 条 重点区域において第 8 条第 1 項の規定に違反した者で、第 10 条に規定する勧告に従わなかった者は、20,000 円以下の過料に処する。

2 市内全域において第 8 条第 2 項又は第 3 項の規定に違反した者で、第 10 条に規定する勧告に従わなかった者は、20,000 円以下の過料に処する。

附則

この条例は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附則 (平成 18 年 3 月 27 日条例第 18 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条の次に 1 条を加える改正規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

附則 (平成 22 年 月 日条例第 号)

この条例は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。